令和５年度広島市中小企業融資制度

中山間地域・離島振興資金（特別融資）

広島市では、市内の振興山村地域、離島振興対策実施地域及び中山間農業地域における中小企業者等の皆様の振興を図り、地域の活性化を推進するため、新たな設備投資など事業活動に必要となる資金を有利に供給する「中山間地域・離島振興資金（特別融資）」を設けています。

※暴力団、暴力団員及びそれらと密接な関係を有している方は、ご利用できません。

ご利用いただける方	市内に事業所を有し、１年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合で、山村振興法（昭和４０年法律第６４号）第７条の規定に基づき指定された振興山村地域、離島振興法（昭和２８年法律第 72 号）第２条の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域又は農林水産省の農業地域類型において中山間農業地域に設定されている地域のいずれかに事業所を有するもの又は設置しようとするもの
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	８，０００万円以内
融資期間	１０年以内（うち据置１年以内）
融資利率	年１．２％以下
信用保証	原則として保証付きとする
担保及び保証人	取扱金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による。
取扱金融機関	商工組合中央金庫、広島銀行、山口銀行、中国銀行、山陰合同銀行、もみじ銀行、西京銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合
融資手続等	広島県信用保証協会又は取扱金融機関にそれぞれが定める書類を準備のうえ、申込をしてください。
問い合わせ先	広島市経済観光局産業振興部産業立地推進課　☎（０８２）５０４－２２４１ （公財）広島市産業振興センター中小企業支援センター　☎（０８２）２７８－８０３２

※融資の決定に当たっては、金融機関及び保証協会の金融上の審査があります。
※振興山村地域、離島振興対策実施地域及び中山間農業地域については裏図参照

◎中山間地域の範囲

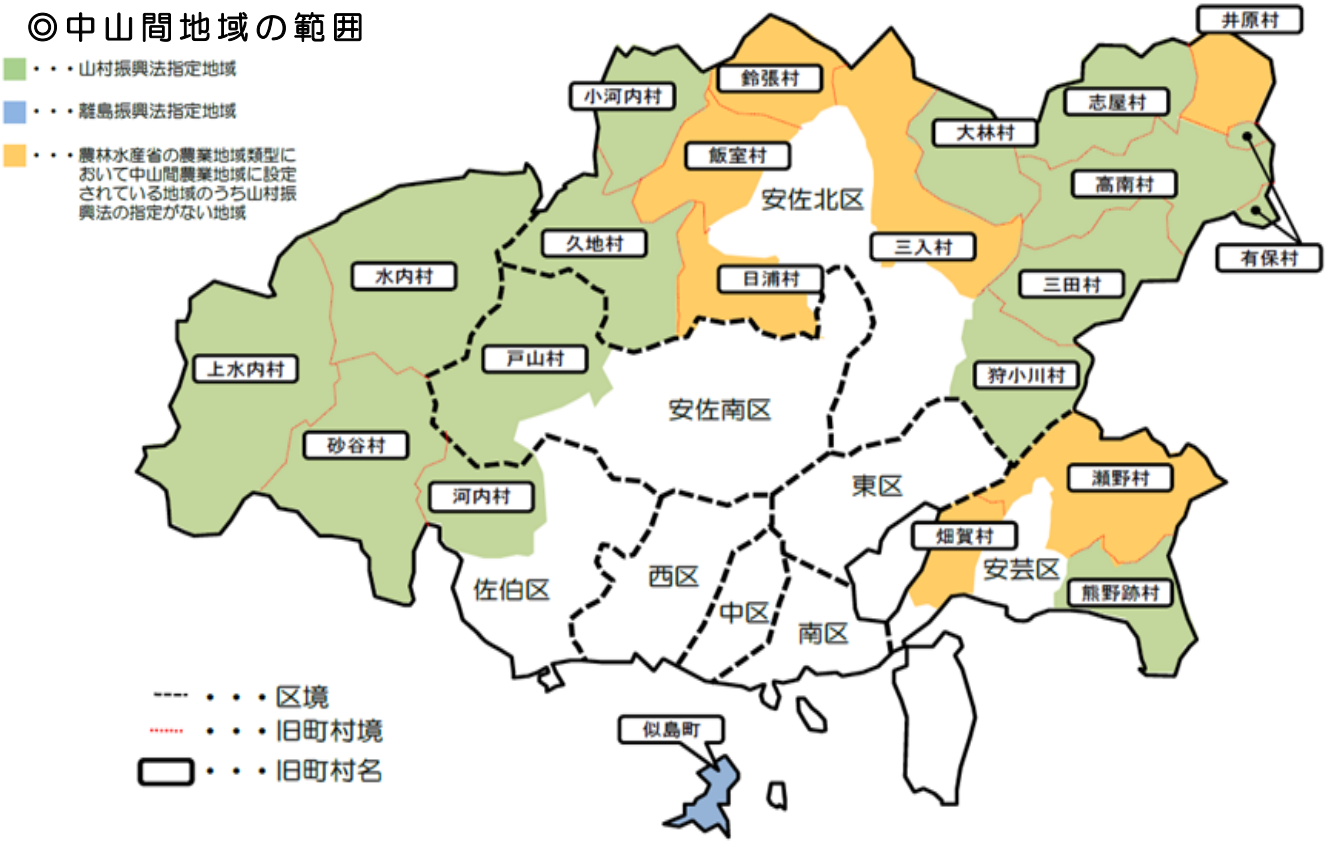

区	対象地域（旧町村名）		現在の町名
南区	似島町		似島町
安佐南区	沼田町	戸山村	沼田町大字阿戸、大字吉山、安佐北区安佐町大字くすの木台の一部
安佐北区	可部町	大林村	大林一丁目～四丁目、大林町
		三入村	可部町大字南原、上町屋、下町屋、桐原、三入一丁目～七丁目、三入東一丁目・二丁目、三入南一丁目・二丁目
	白木町	有保村 志屋村 高南村 三田村 井原村	白木町の大字の地域
	安佐町	久地村	安佐町大字久地、大字くすの木台の一部、安佐南区伴北七丁目の一部
		小河内村	安佐町大字小河内
		日浦村	安佐町筒瀬、安佐町宮野、安佐町後山、安佐町毛木、あさひが丘一丁目～九丁目、安佐町動物園
		鈴張村	安佐町鈴張
		飯室村	安佐町飯室
	高陽町	狩小川村	狩留家町、小河原町、上深川町
安芸区	阿戸町	熊野跡村	阿戸町
	畑賀町	畑賀村	畑賀一丁目～三丁目、畑賀町
	瀬野町	瀬野村	瀬野一丁目～五丁目、瀬野町、瀬野西一丁目～六丁目、瀬野南一丁目、瀬野南町、上瀬野一丁目・二丁目、上瀬野町、上瀬野南一丁目～二丁目
佐伯区	五日市町	河内村	五日市町大字上河内、大字下河内、大字上小深川、大字下小深川、大字藤の木、藤の木一丁目、藤の木二丁目～藤の木四丁目の各一部、河内南一丁目・二丁目
	湯来町	砂谷村 水内村 上水内村	湯来町、杉並台